

(様式①)

事業計画書目次

[財政局]

19款1項16目 工業用水道事業会計繰出金

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和6年度		令和5年度		増△減(6-5)		新規・拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債	
41	児童手当補助金	2,376	2,376	1,704	1,704	672	672	
	計	2,376	2,376	1,704	1,704	672	672	

令和6年度 事業計画書

事業局課	財政局	総務課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1
歳出予算科目	一般会計	19 款	1 項	16 目	政策番号	99 施策番号
事業名称	児童手当補助金					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	2,376	0	0	0	0	2,376
令和5年度	1,704	0	0	0	0	1,704
増▲減	672	0	0	0	0	672

歳出		令和3年度	令和4年度
予算	事業費	1,452	1,152
	市債+一般財源	1,452	1,152
決算	事業費	476	878
	市債+一般財源	476	878

令和7年度	令和8年度	令和9年度
2,376	2,376	2,376
2,376	2,376	2,376

事業概要 (アクティビティ)	地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費に対して、総務省繰出基準に基づき一般会計から補助を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
児童延べ人数	単位	目標	144	120	168	208	208	208
	人	実績	50	84				
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	単位	目標						
	実績							
事業目的	繰出基準に基づき、工業用水道事業会計に繰出しを行うことにより、経営基盤の強化を図ります。							
背景・課題	総務省繰出金通知により、地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費の一部について一般会計が負担することとされています。							
根拠法令・方針決裁等	地方公営企業法第17条の3、総務省通知令和5年4月3日総財公第28号「令和5年度の地方公営企業繰出金について（通知）」							
根拠・データ等	児童延べ人数=208人 ・総務省通知令和5年4月3日総財公第28号「令和5年度の地方公営企業繰出金について（通知）」 【繰出基準】 ア 3歳に満たない児童に係る給付に要する経費（ウに掲げる経費を除く。）の15分の8 イ 3歳以上中学校修了前の児童に係る給付に要する経費（ウに掲げる経費を除く。） ウ 児童手当法附則第2条に規定する給付に要する経費							
事業スケジュール	年間の児童手当支給額を基に、年度末に一括補助							
事業開始年度	平成12年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	児童手当補助金	2,376	1,704	672	制度改正に伴う支給額の増による補助金の増
	細事業合計	2,376	1,704	672		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 大塚 和彦	係長 高瀬 蔵人	鈴木 翔太
------------------------------------	-------------	-------------	-------